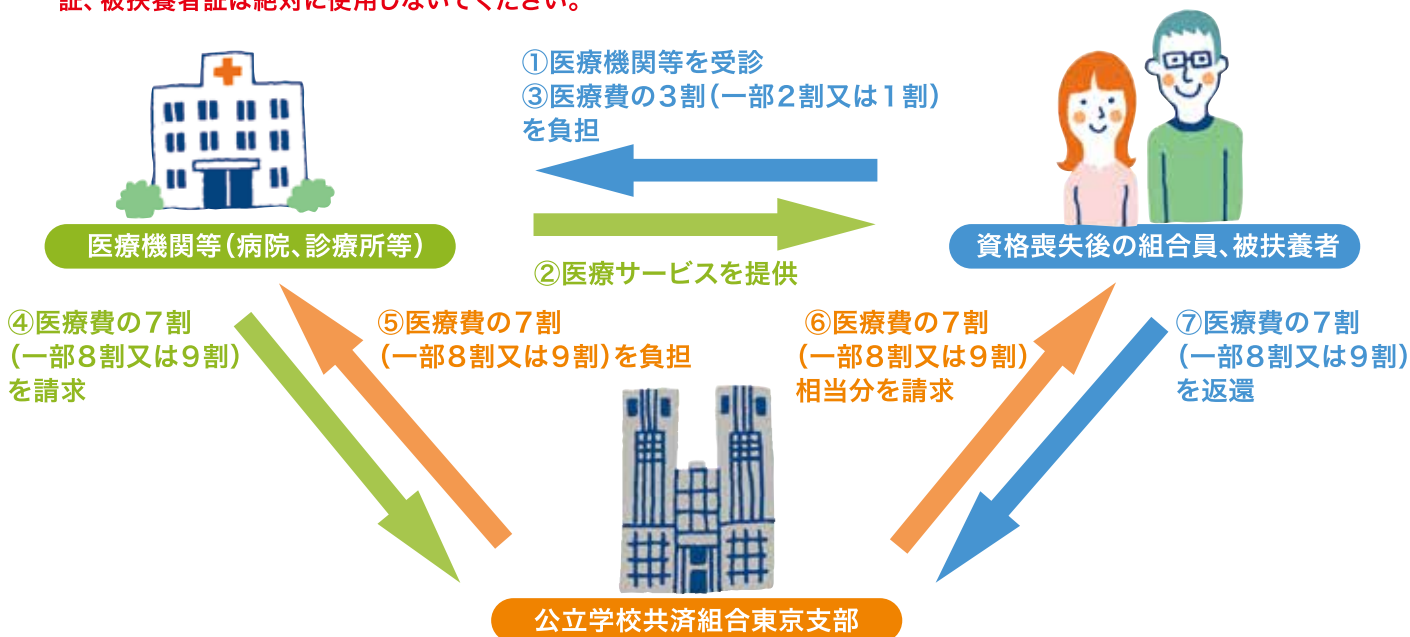


# 資格喪失後に医療機関等を受診された場合、 医療費を返還していただくことがあります

組合員、被扶養者の資格喪失の手続（退職・転出・被扶養者認定取消等。平成27年度かがやき秋号No.538号P14、本号P17を参照）の後、公立学校共済組合東京支部の組合員資格、被扶養者資格は喪失となり、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。組合員証や被扶養者証を使用された場合、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費の7割（一部8割又は9割）と附加金等の給付金全額を一括して返還していただくことがあります。（図参照）医療機関等の受診回数、受診内容によっては高額な医療費等を返還していただく場合がありますので、**資格喪失後の組合員証、被扶養者証は絶対に使用しないでください。**



資格喪失後の組合員証、  
被扶養者証を使用してしまったとき

## 医療費の返還請求に関する Q&A



**Q.** 医療費の返還請求はいつ頃届くの？



**A.** 医療費の返還請求は受診された診療内容等の審査後となりますので、医療機関等の受診後約6か月後に通知いたします。



**Q.** 被扶養者が資格喪失後に医療機関を受診した場合、医療費は被扶養者に直接返還請求されるの？



**A.** 医療費は組合員に返還請求いたします。



**Q.** 医療機関等を受診したときには組合員証、被扶養者証は使用できたのに、返還が必要なの？



**A.** 医療機関等では、資格喪失日を組合員証、被扶養者証から判断できません。組合員証、被扶養者証の提示で受診できたとしても、資格喪失日以降の医療費は返還が必要となります。



**Q.** 返還した後の医療費はどうなるの？



**A.** 返還金の入金を確認後、診療報酬明細書の写しをお送りいたしますので、入金時の領収書と併せて医療機関等の受診時に加入していた健康保険組合に請求してください。なお、請求の手続、請求可能な期間等の詳細は受診時に加入していた健康保険組合にお問合せください。

問合せ先

給付貸付課短期給付係

☎ 03-5320-6827